

# 神崎町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現 状（平成19年度）

### (1) 技能労務職員の現状と比較

平成19年4月1日現在

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神崎町	42.8歳	11人	264,341円	291,719円	276,088円
うち学校給食調理員	35.8歳	3人	223,700円	241,224円	239,217円
うち用務員	45.1歳	3人	261,509円	281,172円	268,172円
千葉県	49.4歳	899人	330,096円	380,725円	360,135円
国	48.8歳	5193人	287,094円	—	320,514円
類似団体	48.6歳	9人	271,177円	293,202円	283,707円

### (2) 民間従業員の状況

区 分	平均年齢	平均給与月額
調理師	43.1歳	282,300円
用務員	53.9歳	227,200円

### (3) 職種別・年齢別の技能労務職員数

職 種	年 齢 別 職 員 数			
	30歳	40歳	50歳	60歳
運転手		(43歳)		
電話交換手				(54歳)
用務員		(38歳) (40歳)		(56歳)
調理員(保育所)	(34歳)		(48歳) ●2人	
調理員(学校)	(32歳) ●2人		(41歳)	

#### (4) その他

技能労務職員に対する給与については、一般行政職と同様の規定により支給されています。

##### ① 給料表

給料表は一般行政職と同じ給料表を使用（7級制）

ただし、技能労務職員は昇格基準により1級から4級まで適用

##### ② 諸手当

地域手当、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、住宅手当、時間外勤務手当

- ・地域手当の支給率は2%
- ・扶養手当及び期末勤勉手当は国家公務員に準拠
- ・住宅手当及び通勤手当は県職員に準拠

##### ③ 昇格基準

1級、2級、3級にそれぞれ8年間在級後昇格し、4級までの昇格となる。

## 2 見直しに向けた基本的な考え方

本町の技能労務職員は現在11名おり、それぞれの業務において重要な役割を担っています。給料表は一般行政職と同じ給料表を使っていますが、初任給決定の際に低く決定されるような基準となっており、また昇格に必要な在級年数も長い年数の基準となっており、24年の勤務を経て4級までの昇格となります。

特殊勤務手当のうち運転手当はずっと以前から廃止されており、現在技能労務職員に係る特殊勤務手当の規定はありません。

また、技能労務職員が退職した場合、原則不補充とし、町研修バスの運転業務を平成14年度から民間業者への委託に切り替えたり、学校用務員や給食調理員は臨時職員により対応するなどして、これまで職員数の削減を図ってきました。

今後の基本的な考え方としては、本町の技能労務職員の現状を見ると、全員が中途採用であり、給与水準が特別高いという状況ではないので、給料表や昇格基準等に関しては見直す予定はありません。今後の任用にあたって、技能労務職の職種に応じて、どうしても正規の職員でなければならない職種は正規職員とし、臨時職員

や業者委託で対応できる職種は退職不補充としながら、順次職員数を減らしていくこととします。

### 3 具体的な取組内容

- ① 電話交換手が平成20年3月末で退職するので、庁舎の電話については、平成20年4月1日から担当課・係への直通電話（ダイヤルイン）に切り替える。
- ② 用務員については、現在学校用務員が2名、役場庁舎の用務員が1名、計3名おり、そのうち1名は年齢が56歳で2～3年後に退職が見込めるので、退職後は新規職員を補充しないで、臨時職員で対応する。
- ③ 学校及び保育所の給食調理については、現在は正規職員と臨時職員との組み合わせにより対応しているが、中期的な展望に立ちながら民間委託等への移行について検討をする。
- ④ 現在2%支給している地域手当を、平成20年4月から無支給とする。
- ⑤ 勸奨により退職した場合の退職時特別昇給制度を平成20年度から廃止する。